



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県立幡多看護専門学校学則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎口頭による開示の求めに基づき提供することができる保有個人情報について の定め及び告示の廃止 (法務文書課)	1
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局長が取り扱う個人情報の保護に関する規程	2
高知県教育委員会規則	
◎高知県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則	2
高知県教育委員会訓令	
◎高知県教育委員会情報公開及び個人情報の保護に関する事務専決規程の一部を改正する訓令	2
高知県教育委員会告示	
◎口頭による開示の求めに基づき提供することができる保有個人情報について の定め及び告示の廃止 (教育委員会事務局教育政策課)	3
高知県公安委員会規則	
◎高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則	3
◎高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則	4
◎高知県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則	4
高知県公安委員会告示	
◎口頭による開示の求めに基づき提供することができる保有個人情報についての定め及び告示の廃止	4
高知県警察本部告示	
◎高知県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程	4
高知県選挙管理委員会告示	
◎高知県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程	5

高知県監査委員告示				
◎高知県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程	5			
高知県人事委員会規則				
◎高知県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則	5			
高知県人事委員会告示				
◎告示（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の廃止	5			
高知県収用委員会告示				
◎高知県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程	5			
高知県労働委員会告示				
◎高知県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程	5			

規 則				

高知県立幡多看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。				
令和5年4月1日				
高知県知事 濱田 省司				
高知県規則第35号				
高知県立幡多看護専門学校学則の一部を改正する規則				
高知県立幡多看護専門学校学則（平成18年高知県規則第47号）の一部を次のように改正する。				
第31条中「高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。				
附 則				
この規則は、公布の日から施行する。				

告 示				

高知県告示第194号				
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号及び高知県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年高知県規則第18号）第27条の規定に基づき、口頭による開示の求めに基づき提供することができる保有個人情報について次のとおり定め、平成15年4月高知県告示第226号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）は、廃止する。				
令和5年4月1日				
高知県知事 濱田 省司				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>口頭により開示の求めができ</td> <td>口頭により保</td> <td>口頭により保</td> </tr> </table>		口頭により開示の求めができ	口頭により保	口頭により保
口頭により開示の求めができ	口頭により保	口頭により保		

る保有個人情報の項目		有個人情報の開示の求めができる期間	有個人情報の開示の求めができる場所
試験等の名称	提供する内容		
行政書士試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県総務部法務文書課
高知県職員（公衆衛生医師）採用選考考査	総合得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県健康政策部保健政策課
准看護師試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県健康政策部医療政策課
高知県立幡多看護専門学校入学試験	一般入試、推薦入試及び社会人入試の総合得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県立幡多看護専門学校
登録販売者試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県健康政策部薬務衛生課
毒物劇物取扱者試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県健康政策部薬務衛生課
クリーニング師試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県健康政策部薬務衛生課
ふぐ処理師試験	科目別得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県健康政策部薬務衛生課
製菓衛生師試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県健康政策部薬務衛生課
介護支援専門員実務研修受講試験	総合得点及び分野別得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県子ども・福祉政策部長寿社会課

内閣府青年国際交流事業参加青年高知県推薦者選考	総合得点及び科目別得点	選考結果通知の日の翌日から1月間	高知県文化スポーツ部文化国際課
狩猟免許試験	知識試験及び技能試験の得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課
		合格発表の日（提供が可能な時刻以降に限る。）	狩猟免許試験の試験会場
採石業務管理者試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県商工労働部工業振興課
技能検定試験	実技試験及び学科試験の得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県立高知高等技術学校
職業訓練指導員試験	科目別得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県立高知高等技術学校
高知県立高知高等技術学校入校試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県立高知高等技術学校
高知県立中村高等技術学校入校試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県立中村高等技術学校
高知県立農業大学校入校試験	筆記試験の総合得点及び科目別得点並びに口述試験の総合評価	合格発表の日の翌日から1月間	高知県立農業大学校
高知県青年農業士の認定	総合評価及び項目別評価	認定通知の日の翌日から1月間	高知県農業振興部環境農業推進課

高知県農業管理指導士認定試験	総合得点	認定通知の日の翌日から1月間	高知県農業振興部環境農業推進課
高知県農村女性リーダーの認定	総合評価	認定通知の日の翌日から1月間	高知県農業振興部環境農業推進課
家畜人工授精講習会修業試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県農業振興部畜産振興課
高知県立林業大学校基礎課程選考試験及び専攻課程選考試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県立林業大学校
砂利採取業務主任者試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県土木部用地対策課

公営企業局管理規程

高知県公営企業局管理規程第8号

高知県公営企業局長が取り扱う個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年4月1日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

高知県公営企業局長が取り扱う個人情報の保護に関する規程

高知県公営企業局長が取り扱う個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）並びに高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号）の定めるところによるほか、高知県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年高知県規則第18号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
（高知県公営企業局長が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止）

- 高知県公営企業局長が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成13年高知県企業局管理規程第24号）は、廃止する。

教育委員会規則

高知県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第9号

高知県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

高知県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）並びに高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号）の定めるところによるほか、高知県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年高知県規則第18号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（高知県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止）
- 高知県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成13年高知県教育委員会規則第13号）は、廃止する。

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局
各 教 育 機 関

高知県教育委員会情報公開及び個人情報の保護に関する事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会情報公開及び個人情報の保護に関する事務専決規程の一部を改正する訓令

高知県教育委員会情報公開及び個人情報の保護に関する事務専決規程（平成2年9月高知県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

題名中「情報公開」を「情報の公開」に改める。

第1条中「高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57

号)」に改める。

第2条第1項第1号中「情報公開」を「情報の公開」に改め、同項第1号イ中「不作為に係る」を「不作為に関する」に改め、同号ウ中「並びに当該開示決定等」を「並びに公文書の開示決定等」に改め、同号エ中「実施」を「実施等」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 個人情報の保護に関する事務で次に掲げるもの

ア 高知県行政不服審査会への諮問に関すること。

イ 保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為に関する審査請求に対する裁決に関すること。

ウ 保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に係る通知並びに保有個人情報の開示決定等に係る第三者からの意見の聴取及び第三者への通知に関すること。

エ ウに掲げるもののほか、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の実施等に関すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、個人情報の保護に関すること。

第2条第2項第1号中「情報公開」を「情報の公開」に改め、同号ア中「並びに当該開示決定等」を「並びに公文書の開示決定等」に改め、同号イ中「実施」を「実施等」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等並びに当該開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に係る通知並びに保有個人情報の開示決定等に係る第三者からの意見の聴取及び第三者への通知に関すること。

第2条第2項第2号イ中「個人情報」を「保有個人情報」に、「是正の実施」を「利用停止の実施等」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第4号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号及び高知県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（令和5年高知県教育委員会規則第9号）の規定によりその例によることとされる高知県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年高知県規則第18号）第27条の規定に基づき、口頭による開示の求めに基づき提供することができる保有個人情報について次のとおり定め、平成13年10月高知県教育委員会告示第7号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）は、廃止する。

令和5年4月1日

高知県教育長 長岡 幹泰

口頭により開示の求めができる保有個人情報の項目		口頭により保有個人情報の開示の求めができる期間	口頭により保有個人情報の開示の求めができる場所
試験等の名称	提供する内容		
県立高等学校入学者選抜のためのA日程における学力検査	教科別得点及び得点合計	A日程の合格者発表の日の翌日から1月間	A日程の出願先の県立高等学校
県立高等学校入学者選抜のための連携型中高一貫教育校に係る特別選抜における学力検査	教科別得点及び得点合計	特別選抜の合格者発表の日の翌日から1月間	特別選抜の出願先の県立高等学校
県立高等学校入学者選抜のためのチャレンジ選抜Aにおける学力検査	教科別得点及び得点合計	チャレンジ選抜Aの合格者発表の日の翌日から1月間	チャレンジ選抜Aの出願先の県立高等学校
県立高等学校入学者選抜のためのB日程における学力検査	教科別得点及び得点合計	B日程の合格者発表の日の翌日から1月間	B日程の出願先の県立高等学校
県立特別支援学校高等部入学者選考検査における学力検査	教科別得点及び得点合計	合格者発表の日の翌日から1月間	出願先の県立特別支援学校
公立学校教員採用候補者選考審査	第1次審査の項目別得点	第1次審査の結果通知の日の翌日（第1次審査の合格者）	高知県教育委員会事務局教職員・福利課

		は、第1次審査の結果を通知する文書において別途指定する日（以下「指定日」という。））から1月間	
	第2次審査の項目別得点	指定日から1月間	高知県教育委員会事務局教職員・福利課
県立学校実習助手選考審査	項目別得点	審査結果通知の日の翌日から1月間	高知県教育委員会事務局教職員・福利課
県立特別支援学校寄宿舎指導員選考審査	項目別得点	審査結果通知の日の翌日から1月間	高知県教育委員会事務局教職員・福利課
公立学校職員の昇給制度における昇給区分	勤務実績調書	4月1日から1月間	高知県教育委員会事務局教職員・福利課

公安委員会規則

高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

高知県公安委員会規則第8号

高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）並びに高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号）の定めるところによるほか、高知県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年高知県規則第18号）の規定の例による。ただし、その他高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項は、高知県警察本部長が定める

ことができる。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止)
- 高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則
(平成18年高知県公安委員会規則第2号)は、廃止する。



高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

高知県公安委員会規則第9号

高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則(平成14年高知県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第6条第1項第2号ウ」を「第6条第1項第2号エ」に改める。

第4条中「警察本部長」を「高知県警察本部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



高知県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

高知県公安委員会規則第10号

高知県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則

高知県公安委員会審査請求手続規則(平成28年高知県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第29条中「第15条の2」を「第15条の2第1項」に、「高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)第33条の2」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第106条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 高知県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年高知

県条例第34号)附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第2項の規定による廃止前の高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)第33条の2に規定する審査請求については、この規則による改正前の高知県公安委員会審査請求手続規則第29条の規定は、なおその効力を有する。

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第7号

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第69条第2項第1号及び高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則(令和5年高知県公安委員会規則第8号)の規定によりその例によることとされる高知県個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年高知県規則第18号)第27条の規定に基づき、口頭による開示の求めに基づき提供することができる保有個人情報(当該保有個人情報が記載された書面を閲覧させる方法又は口頭により提供するものとする。)について次のとおり定め、平成18年2月高知県公安委員会告示第2号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)は、廃止する。

令和5年4月1日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

口頭により開示の求めができる保有個人情報の項目		口頭により保有個人情報の開示の求めができる期間	口頭により保有個人情報の開示の求めができる場所
試験等の名称	提供する内容		
警備員指導教育責任者講習修了考査	修了考査の得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県警察本部生活安全企画課
警備員検定	学科試験及び実技試験の得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県警察本部生活安全企画課
猟銃等初心者講習考査	考査の得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県警察本部生活安全企画課
クロスボウ初心者講習考査	考査の得点	合格発表の日の翌日から1	高知県警察本部生活安全企画課

		月間	生活安全企画課
猟銃技能検定	検定試験の得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県警察本部生活安全企画課
空気銃年少射撃資格認定講習考査	考査の得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県警察本部生活安全企画課
駐車監視員資格者講習修了考査	考査の得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県警察本部交通部交通指導課
運転免許試験	学科試験及び技能試験の得点	合格発表の日(提供が可能となる時刻以降に限る。)	運転免許試験の受験申請先の高知県警察本部交通部運転免許センター及び警察署(分庁舎を含む。)

警 察 本 部 告 示

高知県警察本部告示第2号

高知県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年4月1日

高知県警察本部長 江口 寛章

高知県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程

高知県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)及び個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)並びに高知県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年高知県条例第34号)の定めるところによるほか、高知県個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年高知県規則第18号)の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- この告示は、令和5年4月1日から施行する。
（高知県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止）
- 高知県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成18年2月高知県警察本部告示第1号）は、廃止する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第39号

高知県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年4月1日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜
高知県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程

高知県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）並びに高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号）の定めるところによるほか、高知県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年高知県規則第18号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- この告示は、令和5年4月1日から施行する。
（高知県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止）
- 高知県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成13年9月高知県選挙管理委員会告示第99号）は、廃止する。

監 査 委 員 告 示

高知県監査委員告示第1号

高知県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年4月1日

高知県監査委員 下村 勝幸
同 金岡 佳時
同 奥村 陽子
同 五百蔵 誠一

高知県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程
高知県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関しては、個人情

報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）並びに高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号）の定めるところによるほか、高知県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年高知県規則第18号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- この告示は、令和5年4月1日から施行する。
（高知県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止）
- 高知県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成13年9月高知県監査委員告示第4号）は、廃止する。

人 事 委 員 会 規 則

高知県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第35号

高知県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

高知県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）並びに高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号）の定めるところによるほか、高知県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年高知県規則第18号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（高知県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止）
- 高知県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成13年高知県人事委員会規則第25号）は、廃止する。

人 事 委 員 会 告 示

高知県人事委員会告示第4号

平成14年4月高知県人事委員会告示第1号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）は、廃止する。

令和5年4月1日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

収 用 委 員 会 告 示

高知県収用委員会告示第1号

高知県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年4月1日

高知県収用委員会会長 山下 訓生

高知県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程

高知県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）並びに高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号）の定めるところによるほか、高知県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年高知県規則第18号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- この告示は、令和5年4月1日から施行する。
（高知県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止）
- 高知県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成13年9月高知県収用委員会告示第2号）は、廃止する。

労 働 委 員 会 告 示

高知県労働委員会告示第1号

高知県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年4月1日

高知県労働委員会会長 下元 敏晴

高知県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程

高知県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）並びに高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号）の定めるところによるほか、高知県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年高知県規則第18号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
（高知県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止）
- 2 高知県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成13年9月高知県地方労働委員会告示第4号）は、廃止する。